

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 3 月 9 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700939号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1700004号

## 第1 結論

昭和31年8月1日から昭和37年9月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年8月1日から昭和37年9月1日まで

年金記録によると、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっている。しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者となっている、請求者の整理番号(\*番)の前後約50人(整理番号\*番から\*番まで)のうち、同社において脱退手当金の受給資格を有する女性(請求者及び同社における厚生年金保険被保険者資格喪失後1か月以内に再取得した者を除く)41人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、33人について脱退手当金の支給記録があり、全員が被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定されている上、同一日に支給決定されている者が3組7人確認できる。

また、上記33人のうち、連絡先の判明した者18人に照会したところ、12人から回答があり、うち6人が、脱退手当金の受給手続をA社が行った旨回答していることなどを踏まえると、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求者が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄及び同社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(昭和37年9月1日)から約4か月後の昭和37年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。